

令和 8 年度に中（長）期目標期間が終了する法人に係る
次期目標の策定に向けた論点について

（１）郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

- ・ 法人は小規模であり、また、おおむね 2 年周期の国や関係機関からの出向者で構成されていることを踏まえ、委託先及び再委託先の監督を中心に、業務の継続性を確保する観点から、組織力向上と職員間のノウハウの継承につながる取組や専門人材の確保・活用について、主務省や関係機関と法人で十分なコミュニケーションを取りながら検討することが必要ではないか。
- ・ 郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 50 号）に基づき、新たな交付金に係る交付業務や拠出金の徴収業務が、令和 9 年 4 月に法人に追加されるところ、これらの業務については、拠出金の徴収及び交付金の交付という点で同種の郵便局ネットワーク支援業務が平成 31 年に追加された際の対応を踏まえつつ、主務省や関係機関と法人で十分なコミュニケーションを取りながら検討し、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 郵便貯金の権利消滅に係る周知・広報施策については、蓄積された効果検証のノウハウも踏まえつつ、周知・広報がリーチできていない方、リーチできていても行動変容につながっていない方、それらの方々の家族や相続人へのアプローチの在り方について、費用対効果を考慮しつつ効率的な対応を検討するとともに、主務省と法人で十分なコミュニケーションを取りながら、法人の取組が適切に評価されるような指標を検討・設定することが必要ではないか。

（２）国際協力機構

（調整中）

（３）国際交流基金

- ・ 成長戦略に関する政府方針においてコンテンツ分野での法人の活用が示されている中で、法人の人的資源等のリソースが限られていることも念頭に、関係省庁や他の法人等との役割分担を踏まえた上で、国益に資する観点及び法人の強みを一層発揮させる観点から、既存の業務や事業の優先順位付けを検討してはどうか。
また、職員の人材育成やモチベーションの向上にも資するよう、法人の事業を通じて培った専門性を有する人材を適切に活用し、法人の強みを活かした事業を実施することについて、目標や指標を検討してはどうか。
- ・ 国際交流の重要性の理解を広げていくという観点から、法人による国際文化交流に係る情報発信について、情報にアクセスした側の理解促進につながっていることまで把握できる指標を設定してはどうか。
- ・ 「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果について」（令和 8 年 4 月 10 日公表）等における文化交流事業に対する国民からの意見も踏まえ、法人の活動の意義や国益に資する中長期的成果の丁寧な説明など、国内での理解促進に関する指標を検討してはどうか。

(4) 科学技術振興機構

- ・ 法人の役割を適切に評価するため、研究成果のみならず、研究成果創出に至る過程における研究開発課題に対する効果的な支援や、科学技術・イノベーション政策と研究現場をつなぐ取組など、法人による幅広いプロセス支援についても、適切に把握・評価できる目標を設定すべきではないか。

また、業務が多様化・拡大している中で、法人の役割を持続的に遂行するため、専門人材の確保・育成に加え、AI等を活用した業務改善・効率化を推進することにより法人の組織基盤を強化することが必要ではないか。

- ・ 法人として人材の循環を促進していく中においては、知識・経験の組織的な蓄積・継承や体系的な研修の充実、標準化された業務運営の仕組みの整備など、業務の質や継続性を確保する仕組みを構築することが必要ではないか。
- ・ 我が国全体として研究開発マネジメント人材の確保・育成が課題となる中、法人はその中核的機関として、研究開発マネジメント人材の育成の取組について、研修内容の改善や受講機会の拡大など、更なる充実を図っていくことが必要ではないか。

(5) 労働政策研究・研修機構

- ・ 労働大学校の研修業務のDX・業務効率化を更に進めた上で、対面での実施が必要な研修内容を精査すべきではないか。

その上で、特に老朽化が深刻な宿泊棟・研修棟を始めとする施設について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、次期中期目標期間中に、法人が有すべき機能を整理し、建替えや集約を含めて施設の在り方を検討すべきではないか。

- ・ 現状の法人職員の年齢構成を踏まえ、今後の管理職等の確保・育成を計画的に行うべきではないか。

また、研究者の確保・育成に向けて、引き続き、給与面等の処遇改善や研究の裁量の確保等に取り組むべきではないか。

- ・ 労使関係の研究課題の多様化に伴い、研究機関として法人に求められる役割も大きくなっている一方で、法人の人的・財政的リソースが限られていることを踏まえて、政策への貢献度の客観的な検証等も行いつつ、重点的な課題にテーマを絞るなど、メリハリのある研究計画を策定していくべきではないか。

また、広報の企画・実施においても、限られたリソースで最大限の効果をを得るためにも、ターゲットや目的を明確にして取り組む必要があるのではないか。

- ・ 具体的な取組や工夫が、業務の性質に応じて適切に評価され、職員のインセンティブに結びつくものとなるよう目標を設定すべきではないか。

(6) 国立がん研究センター

(調整中)

(7) 国立循環器病研究センター

(調整中)

(8) 国立精神・神経医療研究センター

(調整中)

(9) 国立成育医療研究センター

(調整中)

(10) 国立長寿医療研究センター

(調整中)

(11) 日本貿易振興機構

- ・ 海外展開支援において、海外展開の成功事例のみならず、成功に至るまでの試行錯誤や方針変更、それらの検証・分析を通じて得られた知見の紹介・共有といった取組を検討するとともに、こうした取組を含む目標や指標を検討してはどうか。
- ・ 日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、輸出先国の規制対応や新たな商流の構築等には相応の期間と金銭的成本が発生することから、継続的な支援につなげ、更なる成果を目指すためにも、法人の取組によってどの程度の市場が形成されるかといった費用対効果の観点から、支援件数だけでなく、関係省庁や民間企業との連携にも着目した取組について、目標や指標を検討してはどうか。
- ・ 海外展開支援の一環として法人が実施している情報提供については、鮮度の高い情報や現地の状況を踏まえた調査内容が有益であるとの評価があるところ、今後、AIの活用による更なる鮮度の確保と同時に、より高い付加価値を有する情報提供を意識した上で、これらの提供された情報の活用に着目した指標の設定も検討してはどうか。

(12) 自動車事故対策機構

- ・ 被害者援護業務における先進医療機器の使用料や安全指導業務における指導講習等の手数料など、法人の業務に伴う自己収入については、国の施策も踏まえつつ確保に向けて着実に取り組んではどうか。
- ・ 自動車事故被害者における法人の支援制度に対する認知度向上のためには、自動車事故被害者との接点を持つ警察や病院、弁護士会などの関係機関との連携を強化することが重要であることを踏まえ、これに資する取組についても法人による広報活動に関する目標に盛り込んではどうか。

また、関係機関との連携に当たっては、効果的なアウトリーチ広報も重要となることから、自動車事故被害者から法人へつながる動線について定期的に確認する仕組みを検討するとともに、関係機関経由で支援制度の利用につながっているかを測る指標の設定も検討してはどうか。

- ・ 療護施設の運営に当たっては、介護等の知識を有した専門人材の確保が重要であることから、人材の育成と併せて関係機関などの外部との人事交流をより進めてはどうか。

その際、DX等に関する専門人材については、他法人と連携の上、必要な人材の確保に共同で取り組むことも検討してはどうか。

また、人材育成においては、職員の多様な働き方に合わせて、例えば、女性管理職の増加につながるような組織目標の設定や、転居を伴う異動への配慮も含めた計画的なキャリア形成支援制度の設計に向けた取組を検討してはどうか。